

# 令和7年申告（令和6年1月～令和6年12月分） 収支内訳書「農業所得」の作成について

確定申告に必要な「農業所得収支内訳書」は、その年における農業経営の総決算であり、自己の経営診断に最も適した資料だといえます。そのためにも、申告者自身が収支内訳書を作成し、必ず申告していただきますようお願いします。

## 1 「収支内訳書」作成の流れ

- ① 資料の収集と仕訳（取引通帳・請求・領収書やレシートを整理しておく。）



- ② 明細書の作成（書き出し）



- ③ 収支内訳書の作成



- ④ 確定申告会場へ持参



## 2 収入金額に係る主な資料（必要に応じ、□にレ点を入れてご確認ください。）

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 営農預金通帳        | <input type="checkbox"/> 米穀引渡明細書     |
| <input type="checkbox"/> 青果出荷明細書       | <input type="checkbox"/> 直売所での販売明細書等 |
| <input type="checkbox"/> 補助金や交付金通知書の写し |                                      |

## 3 必要経費に係る主な資料（必要に応じ、□に✓を入れてご確認ください。）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 営農預金通帳          | <input type="checkbox"/> 固定資産税課税明細書または固定資産税名寄帳    |
| <input type="checkbox"/> 農業用自動車の自動車税領収書  | <input type="checkbox"/> 土地改良区賦課金通知書              |
| <input type="checkbox"/> 購買品領収書・JA購買部明細書 | <input type="checkbox"/> 共同利用施設やライスセンターの利用明細書・領収書 |
| <input type="checkbox"/> 農業用資金の借用返済明細書   | <input type="checkbox"/> 新規に購入した農業用機械の領収書または返済明細書 |

## 4 次の収入は農業所得にはなりませんが、資料をそろえて申告時に持参してください。

- |                              |        |                      |
|------------------------------|--------|----------------------|
| ① 農協等から受け取る出資配当金             | .....▶ | 配当所得になります。           |
| ② 小作契約に基づく収入                 | .....▶ | 不動産所得になります。          |
| (注意) 作業受委託契約による収入は農業所得になります。 |        |                      |
| ③ 農業用資産の譲渡収入                 | .....▶ | 譲渡所得になります。           |
| ④ 建物更生共済の満期共済金               | .....▶ | 一時所得になります。           |
| ⑤ 電柱の敷地料等                    | .....▶ | 不動産所得(又は農業雑収入)になります。 |

## 5 収入が家事消費のみ（営利性がなく事業として認められない）の場合

家事消費としての収入は農業所得ではなく「雑所得」として申告いただくこととなります。  
(農業にかかった経費の赤字を黒字所得から差し引く「損益通算」はされません。)

※前回の申告者名簿（白色申告・住民税申告の方）をもとに発送しておりますので、前回の申告者の方がお亡くなりになったときや、経営主が変更になられているときはご了承ください。

牛の売却所得がある方は裏面もご覧ください。

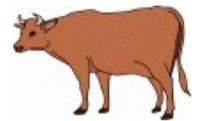
## 令和7年申告 肉用牛売却所得の免税制度について

農業を営む人(耕種作物等とあわせて肉用牛を飼養する者)が、

- ①その飼育した肉用牛を家畜市場、中央卸売市場その他特定の市場において売却した場合、
- ②その飼育した生後1年未満の肉用牛を特定の農業協同組合に委託して売却した場合で、売却証明書が発行され、その売却した肉用牛が全て下の免税対象飼育牛に該当し、1頭あたり100万円(交雑種80万円、乳用種50万円)未満で売却した場合は、その売却により生じた事業所得は免税とされます。

### 免税対象飼育牛とは・・・

- (1) 肉用種の雄牛(種雄牛を除く)及び雌牛
- (2) 肉用仕向けの乳用種の雄牛(種雄牛を除く)及び雌牛



※非対象牛(一部抜粋)

ア 肉用牛の子取り用雌牛で、固定資産に該当する牛

イ 100万円以上で売却された肉用種の牛で、高等登録牛ではない牛

ウ 飼養期間が2ヵ月未満の牛(対象者が自ら生産した子牛を除く)

該当する牛の所得に対しては、所得税・住民税(村県民税)が免除されるという仕組みになっていますが、その免税を受けるためには確定申告をしていただく必要があります。同封の「**免税牛売却所得計算書**」を作成して2月17日から始まる確定申告の際にご持参ください。

なお、売却所得計算書には「**肉用牛売却証明書**」の添付が必要です。

また、国民健康保険税においては肉用牛の売却所得は免税の対象になりませんので、ご注意ください。

ご不明な点がございましたら、税務課までご連絡ください。

